

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和六年七月三十日から同年十二月二日までに奈良県産業部経営支援課に到着するように提出してください。

令和六年七月三十日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 関西スーパー奈良三条店

所在地 奈良市三条大宮町三六〇―一ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） 名称 （仮称） 関西スーパー三条大宮店

所在地 奈良市三条大宮町三六〇―一ほか

（変更後） 名称 関西スーパー奈良三条店

所在地 奈良市三条大宮町三六〇―一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社関西スーパーマーケット

所在地 大阪府伊丹市中央五丁目三番三八号

代表者 代表取締役 井上 保

（変更後） 名称 株式会社関西スーパーマーケット

所在地 大阪府伊丹市中央五丁目三番三八号

代表者 代表取締役 中西 淳

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社関西スーパーマーケット

所在地 大阪府伊丹市中央五丁目三番三八号

代表者 代表取締役 井上 保

（変更後） 名称 株式会社関西スーパーマーケット

所在地 大阪府伊丹市中央五丁目三番三八号

代表者 代表取締役 中西 淳

三 変更年月日

二の1 平成二十三年五月二十六日

二の2及び3 令和六年四月一日

四 届出年月日

令和六年七月十八日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和六年七月三十日から同年十二月二日まで。ただし、奈良県の休日定める条例

（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで